

# 薩摩川内市における避難計画の概要について

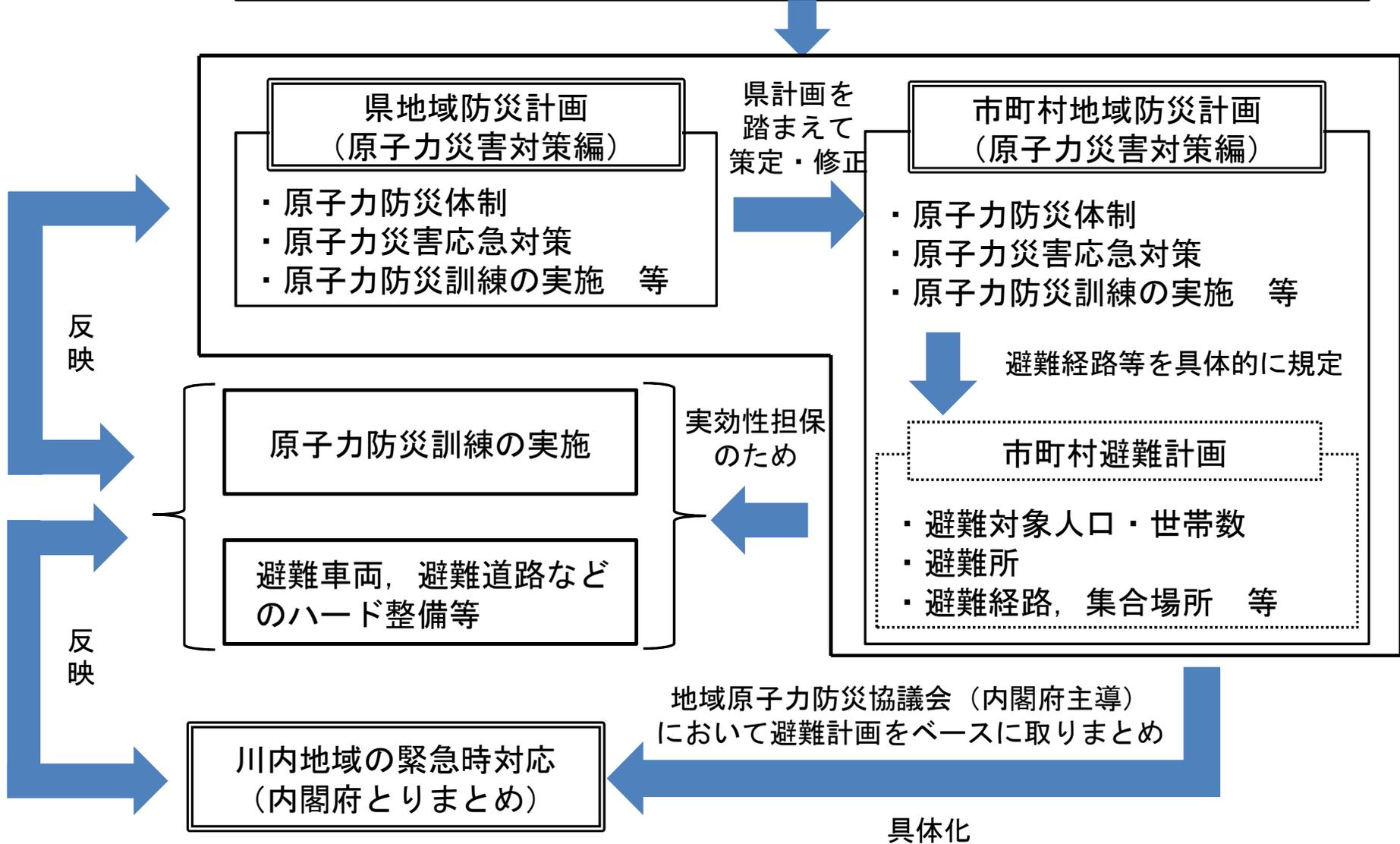
県説明資料

## 県及び薩摩川内市の説明項目について

県	薩摩川内市
<p>■ 県及び市の避難計画の概要</p>	<p>○ P A Z 及び U P Z 内の基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口, 世帯数, 避難先等</li> </ul>
<p>■ 各事態（情報収集事態／警戒事態／施設敷地緊急事態／全面緊急事態／放射性物質放出後）に応じた防護措置及び国・県・市の体制</p>	
<p>■ P A Z 内の各事態に応じた対応・取組</p>	<p>（市の対応・取組）</p>
<p>(1) 警戒事態</p> <p>⇒ 要配慮者の避難準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の手配, 避難所の開設準備の依頼, 避難経路の確認, 児童等の引渡し, 住民への情報提供等</li> </ul>	<p>○ 情報収集, 連絡体制</p> <p>○ 住民への情報提供</p> <p>○ 要配慮者の避難準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者への初動対応, 福祉車両の手配, 屋内退避施設運用等</li> </ul>
<p>(2) 施設敷地緊急事態</p> <p>⇒ 要配慮者の避難等開始</p> <p>⇒ 一般住民の避難準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所開設の依頼, 医療機関等及び在宅の避難行動要支援者の避難開始, 児童等の避難先での引渡し, 住民への情報提供等</li> </ul>	<p>○ 住民への情報提供</p> <p>○ 要配慮者の避難等開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員の対応, 消防機関の対応 避難先との連携等</li> </ul>
<p>(3) 全面緊急事態</p> <p>⇒ 一般住民の避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民避難, 避難所運営, 住民への情報提供等</li> </ul>	<p>○ 住民への情報提供</p> <p>○ 一般住民の避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員の対応, 消防機関の対応 避難先との連携等</li> </ul>
<p>■ U P Z 内の対応・取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事態における防護措置</li> <li>・ U P Z 内の避難の実施</li> <li>・ 避難等調整システムの運用</li> <li>・ 避難退域時検査所の設置・運営等</li> </ul>	<p>○ 住民への情報提供</p> <p>○ 一般住民の避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員の対応, 消防機関の対応</li> <li>・ 避難先との連携等</li> </ul>

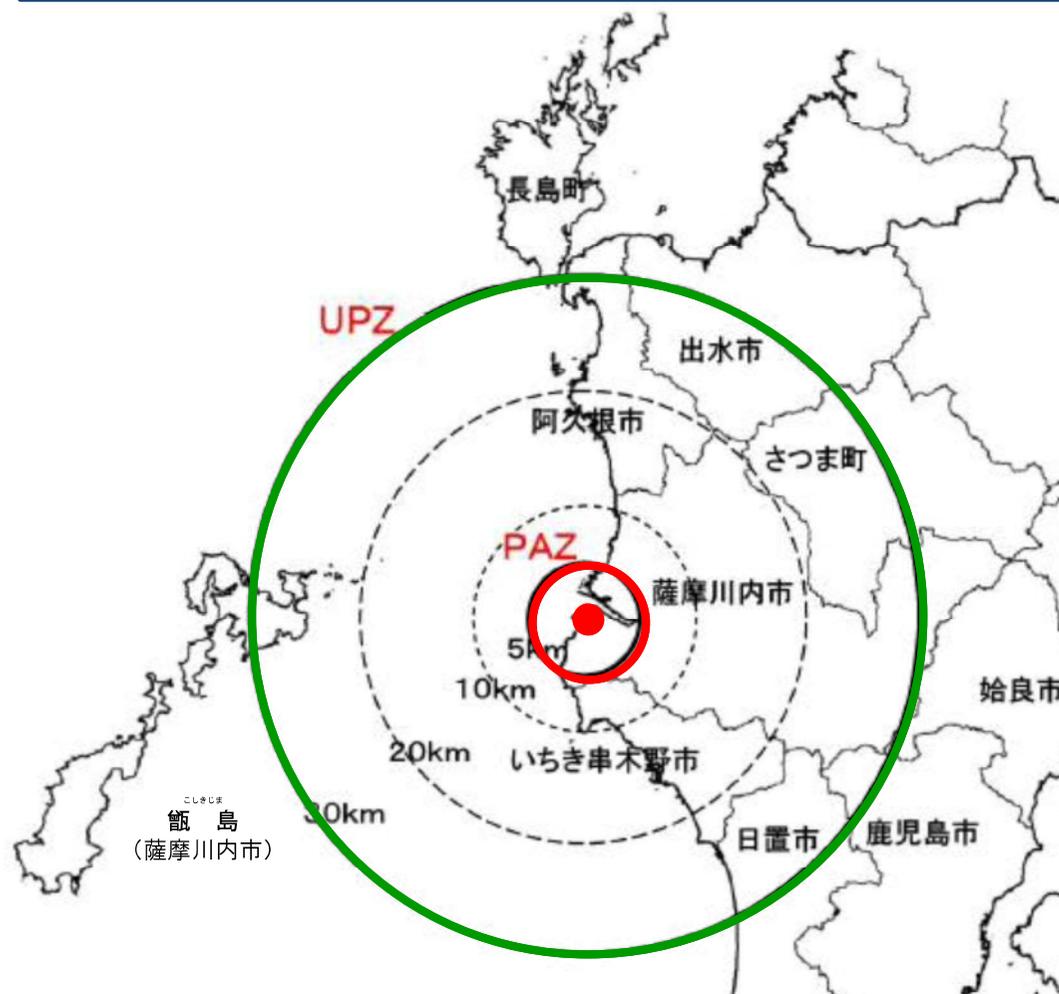
# 避難計画の概要

- 防災基本計画（中央防災会議（内閣府）：災害対策基本法）
- 原子力災害対策指針（原子力規制委員会：原子力災害対策特別措置法）



# 原子力災害対策重点区域の概要

- ▶ 鹿児島県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- ▶ 川内地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は薩摩川内市、UPZ圏内は7市2町にまたがる。



## <5km圏内>

**PAZ**(予防的防護措置を準備する区域):  
**Precautionary Action Zone**  
⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

**1市**(薩摩川内市)  
**住民数: 4,902人**※

## <5~30km圏内>

**UPZ**(緊急時防護措置を準備する区域):  
**Urgent Protective Action Planning Zone**  
⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

**7市2町**(薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町)  
**住民数: 209,300人**※

※ 人口は平成26年4月1日現在

# 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

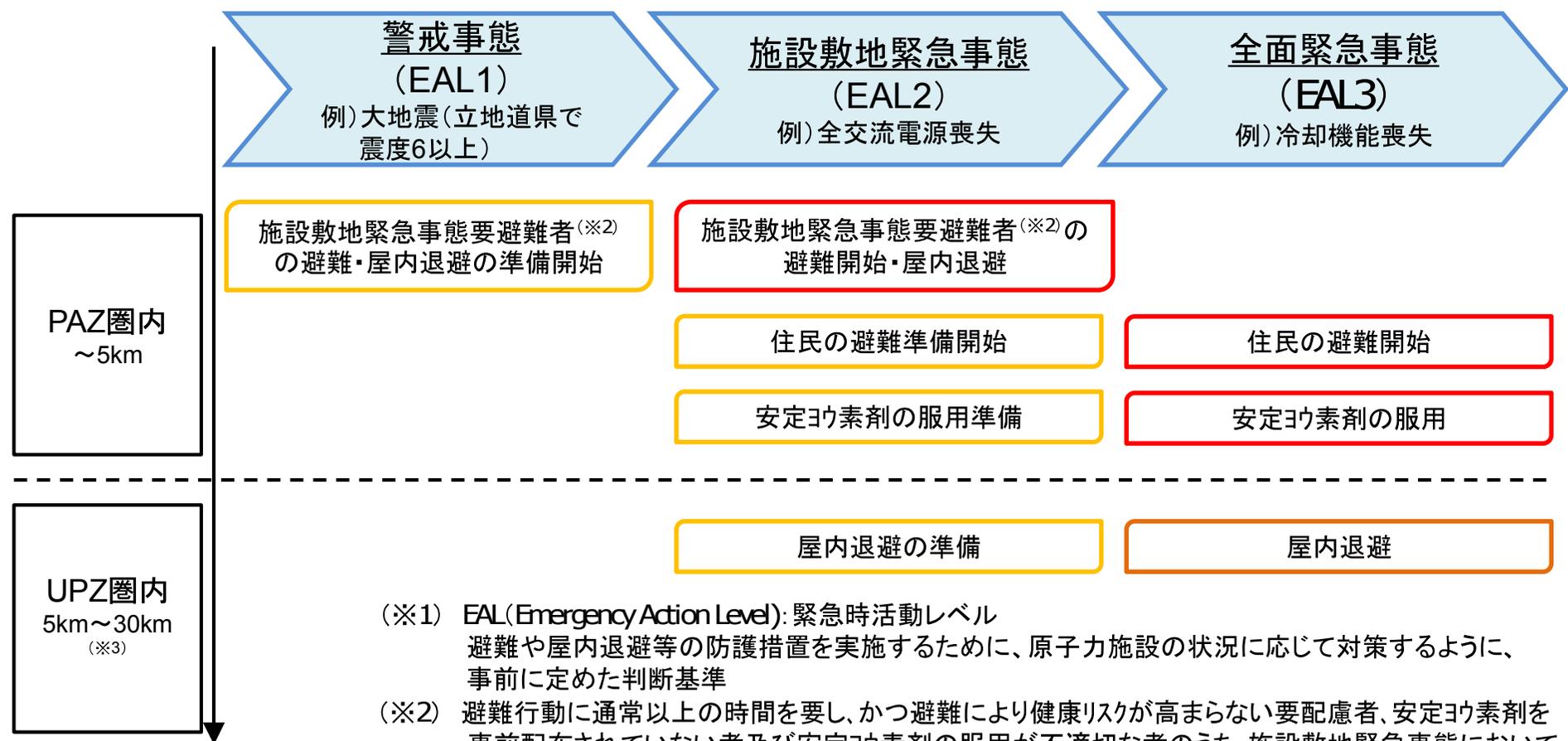
➤ 平成26年4月現在のPAZ圏内人口は4,902人、UPZ圏内人口は209,300人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で214,202人。

関係市町名	PAZ圏内		UPZ圏内				合計	
	(5km圏内)		(5~10km圏内)		(10~30km圏内)			
さつ ま せん だい し 薩 摩 川 内 市	4,902	人	40,511	人	48,621	人	94,034	人
	2,532	世帯	18,597	世帯	22,121	世帯	43,250	世帯
い ち き く し の し いちき串木野市			2,221	人	27,687	人	29,908	人
			1,060	世帯	12,360	世帯	13,420	世帯
あ く ね し 阿 久 根 市					22,385	人	22,385	人
					10,468	世帯	10,468	世帯
鹿 児 島 市					891	人	891	人
					490	世帯	490	世帯
い ず み し 出 水 市					22,336	人	22,336	人
					9,713	世帯	9,713	世帯
ひ お き し 日 お 置 市					27,033	人	27,033	人
					11,590	世帯	11,590	世帯
あい ら し 始 良 市					11	人	11	人
					9	世帯	9	世帯
さ つ ま ちょう さ つ ま 町					16,722	人	16,722	人
					7,560	世帯	7,560	世帯
なが し ま ちょう 長 島 町					882	人	882	人
					379	世帯	379	世帯
<b>合 計</b>	<b>4,902</b>	<b>人</b>	<b>42,732</b>	<b>人</b>	<b>166,568</b>	<b>人</b>	<b>214,202</b>	<b>人</b>
	<b>2,532</b>	<b>世帯</b>	<b>19,657</b>	<b>世帯</b>	<b>74,690</b>	<b>世帯</b>	<b>96,879</b>	<b>世帯</b>

※平成26年4月1日現在

# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



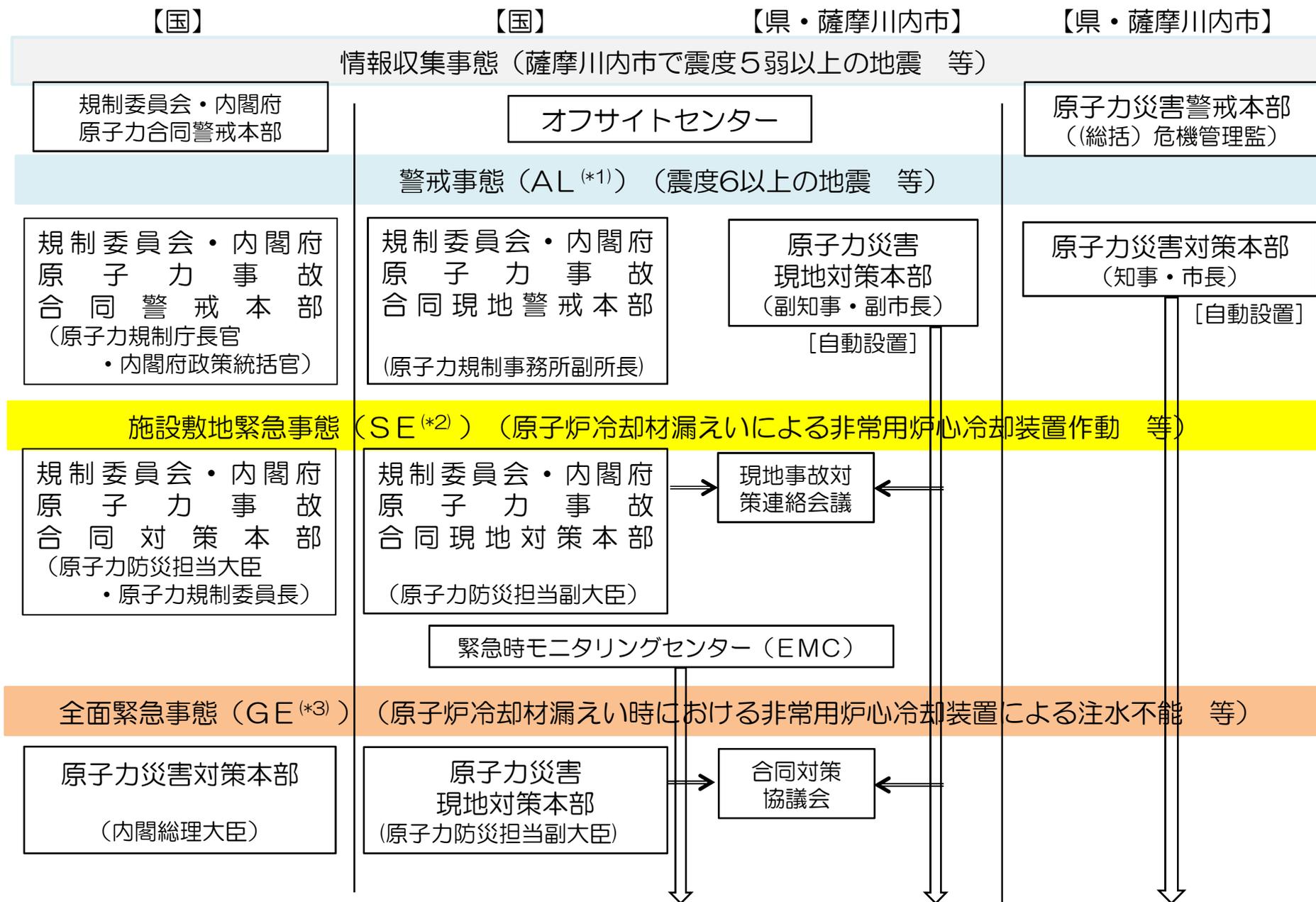
(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) 避難行動に通常以上の時間を要し、かつ避難により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

(※3) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

# 全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行

※( )は本部長



\* 1 (AL: Alarm)

\* 2 (SE: Site area Emergency)

\* 3 (GE: General Emergency)

# 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



関係市町が整備する住民への情報伝達手段 (薩摩川内市の例)

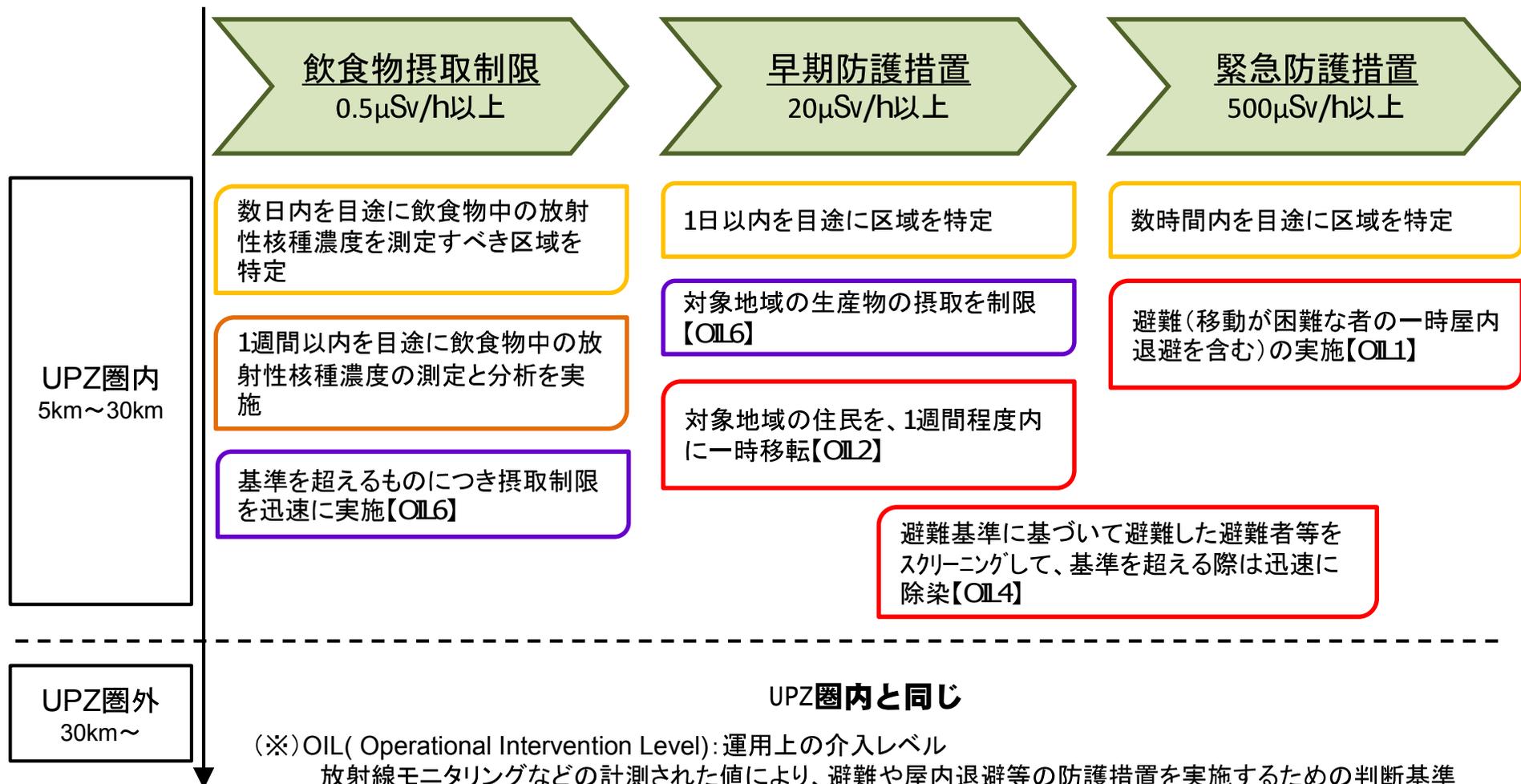
防災行政無線(屋外拡声子局)

広報車

防災行政無線(戸別受信機)

防災行政無線 (薩摩川内市からの発信)

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染【OIL4】

# 川内 (せんだい) 地域の緊急時対応① (避難・屋内退避の考え方)

区域	種別	対象者数(人)	避難等の流れ			備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
PAZ (発電所から5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始 避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	363	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	<b>対象施設 (7施設)</b> <避難可能な者> バス10台、福祉車両5台(職員同乗)により避難 → <b>避難先 (鹿児島市内、始良市内13施設)</b> <無理に避難すると健康リスクが高まる者> 施設内移動(職員が介護) → <b>屋内退避施設 (PAZ圏内1施設)</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画において、避難元施設ごとに避難先施設を設定</li> <li>調査の結果、無理に避難すると健康リスクが高まる者は入院患者のみ。該当の入院患者は、病院敷地内の屋内退避施設へ移動。</li> </ul>	
	避難行動要支援者(在宅)	457		<b>対象者 (457名)</b> <避難可能な者> バス31台、福祉車両8台(支援者同乗)により避難 → <b>避難先施設 (鹿児島市内7施設)</b> → <b>福祉避難所 (鹿児島市内)</b> <無理に避難すると健康リスクが高まる者> 福祉車両12台により移動(ピストン輸送) → <b>屋内退避施設 (PAZ圏内5施設: 約300人<sup>(*)</sup>収容)</b>	(*) 屋内退避施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者、市職員が入る予定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民を対象とした避難計画に基づき鹿児島市内の避難先施設に避難するが、避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所に移動</li> <li>避難することによりリスクが高まると考えられる避難行動要支援者は、あらかじめ定められた近隣の屋内退避施設へ移動</li> </ul>	
	避難行動要支援者(学校・保育所)	385		<b>対象施設 (6施設)</b> 保護者引渡し ↓ <b>保護者引渡し</b>	<避難元で引渡しできなかった者> バス最大11台(教職員同乗)により避難 → <b>避難先施設 (鹿児島市内7施設)</b> → <b>保護者引渡し</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始</li> <li>保護者へ引渡しができなかった場合は、保護者の避難先へ避難のうえ、保護者に引き渡す</li> </ul>
	(原災法15条)で避難開始 一般住民	3,697 <sup>※</sup>		保護者引渡し ↓ <b>保護者引渡し</b>	一般住民の避難準備を開始 ↓ <b>対象者 (3,697名)</b> <自家用車で避難可能な者> 自家用車で移動(2,881人) → <b>避難先施設 (鹿児島市内7施設)</b> <自家用車で避難できない者> 集合場所(17箇所) → バス33台により避難(816人) → <b>避難先施設 (鹿児島市内7施設)</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画において定められている避難先へ避難</li> <li>自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県及び関係市町が準備したバス等で移動。</li> </ul>
	合計	4,902					

※ 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。